

令和4年度インバウンド医療受入体制整備事業委託業務
企画提案応募要領

※留意事項

この公募は、令和4年度沖縄振興特別推進交付金の交付決定を前提とした年度開始前の事前手続であり、交付決定の後に効力を生じる事業である。国の交付決定がなされなかった場合、又は交付決定額に変更があった場合は、契約を締結しないことがある。

1 委託業務名

令和4年度インバウンド医療受入体制整備事業委託業務

2 委託業務期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

3 業務の目的

外国人観光客が急な病気やケガに見舞われた場合でも、安心して沖縄観光を楽しめるよう、受入環境の整備や、外国人観光客を受け入れる医療機関等の負担軽減を行うことで、世界水準の観光リゾート地に相応しい受入体制を構築することを目的とする。

4 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たす企業又は団体であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項*の規定に該当しないこと。

※地方自治法施行令第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て又は民事再生法（平成22年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (4) 沖縄県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札への参加停止の処分を受けていないこと。
- (5) 共同企業体による応募もを可とし、その場合の要件は以下のとおりとする。
- ① 共同企業体を代表する事業者が企画提案申請を行うこと。
 - ② 共同企業体を構成する全ての事業者は、上記(1)から(4)の要件を満たすこと。

- (6) 単独で事業を実施する場合は、沖縄県内に事業拠点を有する法人であること。
複数の事業者による共同企業体で事業を実施する場合には、沖縄県内に事業拠点を有する法人が必ず1社以上参加していること。

5 提案内容の要件

別紙「企画提案仕様書」のとおり

6 応募方法等

(1) 応募書類等の提出期限等

「7 応募書類等」に示す書類の提出は、次により持参または郵送にて提出すること。

なお、郵送の場合は、到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内必着とする。

- ① 提出期限 令和4年4月11日(月) 12時(厳守)
- ② 提出場所 沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課
〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁8階
電話番号 098-866-2764 F A X 番号 098-866-2765

(2) 応募に係る質問

企画提案仕様書等に関して疑義がある場合には、質問書【様式7】により、電子メールで提出すること。

なお、質問に対する回答は、沖縄県観光振興課ホームページへ随時掲載する。

- ① 受付期限 令和4年4月7日(木) 12時(厳守)
- ② 提出宛先 aa057137@pref.okinawa.lg.jp

7 応募書類等

以下に示す書類について、原本1部、写し7部提出すること。

- (1) 【様式1】企画提案応募申請書
- (2) (任意様式) 企画提案書 (A4版10枚以内(表紙含む。両面印刷の場合は20頁以内まで可))
- (3) 【様式2】業務従事予定者一覧
- (4) 【様式3】経費見積書
- (5) 【様式4】会社概要書
- (6) 【様式5】実績書
- (7) 【様式6】誓約書
- (8) 定款及び直近2期分の決算報告書写し
- (9) 参考資料(必要に応じて)

※共同企業体の場合は、構成員ごとに、(5)から(8)を提出するとともに、共同企業体協定書を添付すること。

8 審査の方法

(1) 第一次審査（書面審査）

応募者が4社以上の場合は、沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課において書面審査を行ったうえで、上位3社を選定する。選定された事業者に対しては、結果及び第二次審査の実施日時等を、選定されなかった事業者に対しては、結果のみを、電子メール及び書面で通知する。

なお、応募者が3社以下の場合は、第一次審査は実施せず、応募資格要件の適合を確認した上で、全て第二次審査の対象とし、その旨を電子メールで通知する。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション審査）

企画提案業者選定委員会において、企画提案書の内容、経費等についてプレゼンテーション審査を行ったうえで、最も優れた提案者を優先受託候補者として選定する。

なお、第二次審査の結果については、電子メール及び書面にて通知する。

また、第二次審査における留意事項は、以下のとおりとする。

- ① 審査会場（県庁会議室を予定）への入場者は3名以内とする。
- ② 第二次審査においては、提出した企画提案書等について説明し、資料の追加及びパソコンやタブレット、プロジェクター等の機器の使用は認めない。

9 公募スケジュール

- | | |
|------------------------|--------------|
| (1) 企画提案公募開始 | 令和4年3月30日（水） |
| (2) 質問締切 | 4月7日（木）12時 |
| (3) 質問回答 | 随時 |
| (4) 公募締切 | 4月11日（月）12時 |
| (5) 第一次審査結果通知 | 4月13日（水） |
| (6) 第二次審査（プレゼンテーション審査） | 4月15日（金）※予定 |

10 その他留意事項

- (1) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ① 提出期限を過ぎて、企画提案書等が提出された場合
 - ② 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ③ 本公募要領に違反すると認められる場合
 - ④ 担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
 - ⑤ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合
- (2) 書類提出にあたり使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 企画提案書等の作成に要する経費、第二次審査に参加する経費等については、応募者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (5) 委託業者の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じないこととする。

- (6) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付すること。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項(※)の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (7) 委託予定業者の選定にあたっては、提案された内容を総合的に評価し決定するため、事業趣旨に合致しない個別事項については、県と委託予定業者間で協議のうえ是正し実施することとする。よって、提案された内容を全て実施することを保証するものではない。

※沖縄県財務規則抜粋(契約保証金について)

(契約保証金)

第101条 令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額(長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額)の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供される時。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納される時。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがない時。
- (7) 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)若しくは他の地方公共団体と契約をする時又は公共的団体等と随意契約(公益を目的としたものに限る。)を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがない時。
- (8) 電気、ガス、水の供給若しくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく契約若しくは国が指定した相手方と契約を締結する時。
- (9) 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがない時。
- (10) 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれ

がないとき。

(11)資金を貸付ける契約、預金契約、寄付に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められるとき。

(12) 美術品の買入れに係る随意契約を締結する場合において、当該美術品の事前審査から納品までの間、県がこれを保管し、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

11 お問い合わせ先 担当

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 (県庁8階)

沖縄県文化観光スポーツ部 観光振興課 観光資源班

担当：宮里 (令和4年3月31日まで) 森川 (令和4年4月1日から)

電話番号：098-866-2764 FAX：098-866-2765